

## 北極政策プロジェクトチーム（PT）報告書

## 目次

1. はじめに	1
(1) 経緯	1
(2) 最近の主な動き	1
ア 持続的な利用	1
イ 研究開発	2
ウ 国際協力	2
(3) 諸外国の動き	3
ア 米国	3
イ ロシア	3
ウ 中国	3
エ カナダ	3
(4) 本PTの目的	4
2. 第3期海洋基本計画の特徴と総合海洋政策本部・参与会議・ 総合海洋政策推進事務局の役割	4
(1) 第3期海洋基本計画の特徴の北極政策における反映	4
(2) 総合海洋政策本部・参与会議・総合海洋政策推進事務局の役割	5
3. 提言	5
(1) 速やかに着手する「重点」についての提言	5
ア 北極海航路に係る提言：「持続的利用」の重点	5
① 北極海航路の利活用を促進するための我が国政府自らの措置	5
【最適航路探索のための運航支援システムの構築】	5
【官民学連携の充実化】	6
② 「法の支配」、「航行の自由」	6
イ 地球規模課題に対処する研究開発の推進：「研究開発」の重点	7
【次期 ArCS プロジェクト等】	7
【研究開発と国際協力との関係】	8
ウ 第3回北極科学大臣会合：「国際協力」の重点	8
エ 総合海洋政策本部・参与会議・総合海洋政策推進事務局の役割	8
① 第3期海洋基本計画に基づく工程表の着実な実施	8
② 海洋政策上の他分野との相互連関	9
【科学技術分野での優位性の確保】	9
【人材育成の必要性】	9
【海洋産業全体の発展】	9
③ 我が国の北極政策に係る情報の一元的発信	9
(2) 「継続」のための措置	10
4. 結び	10

参考資料1：北極政策PT 構成員 .....	11
参考資料2：北極政策PT 開催実績 .....	12
参考資料3：北極政策PT 各回総括 .....	13
参考資料4：今後の取り組み方針（イメージ） .....	19
参考資料5：第4回会合で議題とした報告書骨子（案） .....	20



# 1. はじめに

## (1) 経緯

我が国は北極の気候変動の影響を受けやすい地理的位置にあり、北極における環境変化の影響は我が国にとっても大きな影響力を持つものであることが認知されつつある。また、我が国は、アジア地域において最も北極に近いことから、北極海航路の利活用、資源開発を始めとして経済的・商業的な機会を大きく享受し得る。それゆえに、我が国が北極をめぐる課題への対応において重要な役割を果たし、国際社会に貢献していくことを目指して、総合海洋政策本部は、平成 27 年 10 月に、基本方針となる「我が国の北極政策」を決定し、具体的な取組として、研究開発、国際協力、持続的な利用を 3本の柱として記載している。

平成 30 年 5 月に、総合海洋政策本部及び閣議において決定した第 3 期海洋基本計画は、北極政策を「観測・研究活動の推進を通じた地球規模課題の解決による我が国のプレゼンスの向上、国際ルール形成への積極的な参画、我が国の国益に資する国際協力の推進等の観点を踏まえ、研究開発、国際協力、持続的な利用に係る諸施策を重点的に推進する。」と記載し、北極政策の推進を、海洋基本計画における主要施策として初めて独立の項目とした。くわえて、第 3 期海洋基本計画と同日に総合海洋政策本部決定した「我が国における海洋状況把握 (MDA) の能力強化に向けた今後の取組方針」においても、北極海を MDA の対象として認識し、「北極海は、将来的に我が国の新たなシーレーンとして活用の可能性も考えられ、定期的に情報収集する必要がある。」としている。

## (2) 最近の主な動き

下記 3. で詳述する、本報告書が提言する「重点」として優先的に実施が要求される施策に関連する、最近の主な動きとその意義は以下のとおりである。

### ア 持続的な利用

近年、夏季における北極海の海氷面積が減少傾向にある中、平成 30 年 7 月、商船三井がロシア北方の北極海航路で我が国初の砕氷液化天然ガス (LNG) 船の航行を開始し、その後これを継続する等、北極海を利活用しようとする動きが民間企業に実際に現れている。北極海航路における国際間貨物輸送、北極海航路利用船舶の我が国港湾への寄港のいずれについても実績がある<sup>1</sup>。

北極海航路は、日欧間の国際物流において、将来的にスエズ運河経由の南回り航路、航空輸送、鉄道輸送以外の新たな選択肢となり、輸送方法の多様化に資する可能性がある。ただし、現時点では、北極海航路を活用した輸送が本格化する動きは国際的にみられない。これは、現時点で通年運航が確保されないことを含む気象・海象等に係る問題、海氷情報、砕氷エスコート船等インフラの問題、ロシアの政治・規制上の問題、さらには消費地が限定されることを含め他の輸送方法や航路と比較した場合の採算性の問題が背景にあるものと考えられる。

---

<sup>1</sup> 「北極海航路の利用動向について」 (<http://www.mlit.go.jp/common/001252097.pdf>) 参照。

貿易量の 99.6%を海上輸送が占める我が国にとり、北極海航路が現状以上に魅力的なものとなる潜在性を念頭に置きながら、北極海航路の経済的価値を増大させ、その結果として国際物流における輸送方法の多様化を図る取組を行っていくことは有意義である。また、北極圏には石油ガスが豊富に賦存し、北極圏は LNG の供給源としての潜在性は高く、供給源の多角化の観点から有望な地域である。このように、北極を持続的に利用していくことは、我が国の経済権益の確保の観点から重要な意義をもつ。

## イ 研究開発

北極における環境変化は地球温暖化に影響を及ぼす可能性があることから、急速な気候変化を示している北極での観測推進は、世界全体にとっての課題となっている。我が国は、これまで北極において海洋・気象観測を実施してきており、北極の環境変化が日本を含む中緯度域の気候に及ぼす影響や北極の温暖化増幅メカニズムなどを明らかにしてきた。また、ノルウェー・スヴァールバル諸島のニーオルスン基地には、国立極地研究所が観測拠点を有しており、平成3年の開設以来、国内外の研究機関と協力して、北極の自然環境に関する研究を進めている。ノルウェー政府の協力の下、新たな我が国の基地建物が整備され、令和元年度から運用が開始される等、我が国の北極での研究観測拠点が着実に整備されつつある。

我が国が強みを持つ研究開発において、国際研究関係者からの我が国に対する評価や期待は大きく、我が国は、引き続き北極の観測網の整備により、北極の環境変化を明らかにする活動において、また、北極の環境変化が中緯度の地域、さらには地球全体に与える影響を明らかにする活動において、主導的役割を果たしていく必要がある。また、下記3. で詳述のとおり、そのような努力を続けることが、上記の「ア 持続的な利用」と下記の「ウ 国際協力」の基盤となる。

## ウ 国際協力

平成30年10月、河野太郎外務大臣は、我が国の外務大臣として初めて北極サークル<sup>2</sup>に出席し、基調講演を通じ、北極をめぐるさまざまな課題に対する我が国の政策と国際協力の重要性について発信した。また、同月、北極における研究観測や主要な課題への対応の促進、関係国間や先住民団体との科学協力の一層の促進を目的に第2回北極科学大臣会合<sup>3</sup>が開催され、柴山昌彦文部科学大臣が出席した。同会合において、我が国が第3回会合をアイスランドと共催し、令和2年にアジアで初となる我が国で開催されることが決まった。このように、平成30年には、国際社会において我が国のプレゼンスを閣僚級で示す機会があった。

積極的な国際協力を進めることは、我が国が北極をめぐる課題への対応における主要な主体としての地位を確保していく上で重要である。

<sup>2</sup> グリムソン前アイスランド大統領等により設立され、政府関係者、研究者、ビジネス関係者が分野を超えて集まる北極の将来に関する国際的対話や協力のための国際枠組。

<sup>3</sup> 北極に関する研究・科学の国際協力を強化し、政策決定に活かすことを目的に平成28年9月にワシントンDCにおいて第1回会合を開催。第2回会合は平成30年10月にベルリンにおいて開催。

### (3) 諸外国の動き

下記のとおり、国際社会において北極に対する関心の高まりが見られる。

#### ア 米国

前オバマ政権は、第1回北極科学大臣会合（於：ワシントンDC）を主催し、また、「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定<sup>4</sup>」の交渉開始を主導する等、積極的に国際的な指導力を発揮してきた。これに対し、トランプ政権は、気候変動問題についての立場から、気候変動に伴う北極海の海氷面積の減少という側面を強調しておらず、国務長官の下での北極担当特別代表を廃止する等している。一方で、オバマ政権下で策定された国防省、米軍、米沿岸警備隊の北極政策はトランプ政権下でも維持されており、北極科学大臣会合や「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」には引き続き関与している。

#### イ ロシア

主な関心事項として、安全保障の確保、大陸棚の境界画定、北極海航路の管理、資源開発が挙げられる。上記（2）アとの関係で言えば、ロシアの排他的経済水域の相当部分の海域を対象に、北極海航路の通航に係る事前許可制、許可要件としてロシアの砕氷船によるエスコート及び水先案内人の乗船を求めるとともに、天然資源輸送等についてロシア船籍の利用を義務付けるといった規制を実施している。一方、資源大国としての地位を維持する観点から、北極圏内の自国の領域において、ヤマル LNG プロジェクト<sup>5</sup>等の LNG 開発を積極的に進めるとともに、外国企業の参加を求めている。

#### ウ 中国

平成30年1月、「北極政策」白書を発表し、一帯一路の一環として、「氷上のシルクロード」を各方面と共同建設する方針を明記した。また、砕氷機能を有する北極域研究船については、平成5年にウクライナから取得した1隻目の「雪龍」が平成24年夏に北極海航路を往復航行し、また、2隻目となる「雪龍2号」が本年完成する（2隻目は原子力船とみられる）。さらに、資源開発との関係では、ヤマル LNG プロジェクトに中国 CNPC、中国シルクロード基金がそれぞれ20%、9.9%の出資をしている。

#### エ カナダ

トルドー政権は、平成28年末に、北極政策を新たなものとすべく関係者と議論をしていく旨発

---

<sup>4</sup> 健全な海洋生態系を保護し、並びに魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保するための長期的な戦略の一部として、中央北極海の公海水域における規制されていない漁獲を防止することを目的とする協定。

<sup>5</sup> ヤマル LNG 社がロシア・ヤマル半島に LNG プラントを建設・操業し、北極海航路等を活用して欧州やアジア向けに LNG を輸送・販売するプロジェクト。

表し、先住民や地方政府と意見交換を重ねてきている。同意見交換の結果、主要課題として、①インフラ開発、②地元住民と地域社会の強化、③持続的経済開発、④科学的知見及び先住民の知識、⑤環境保護等が挙げられており、今後かかる課題の諸施策が検討される予定である。

#### (4) 本PTの目的

本PTでは、上記(1)のとおり第3期海洋基本計画の主要施策と位置付けられている北極政策につき、我が国が進める政策の立案・遂行に資する提言を下記3.のとおりとりまとめ、参与会議に提出する。これまでの北極政策は、研究開発、国際協力、持続的な利用という3本の柱の各々の分野で一定の成果を上げてきている。しかし、それらの間の相互関係への考慮が十分払われず、それぞれが独立したまま実施されるきらいもあった。そこで本PTでは、3本の柱の相互の関係を明らかにし、我が国の国益実現に結びつくような優先順位を付した北極政策を提言することを念頭に置いた。また、今後の10年を見据えた場合に、上記(3)の国際社会の活発な動きとの比較において、持続的な利用、研究開発、国際協力のいずれにおいても我が国が主要国としてふさわしい立場を確保することができるような北極政策の在り方を示すことを目的とした。

## 2. 第3期海洋基本計画の特徴と総合海洋政策本部・参与会議・総合海洋政策推進事務局の役割

### (1) 第3期海洋基本計画の特徴の北極政策における反映

第3期海洋基本計画の三つの特徴に照らして、本PTから3.において、北極政策としてとられるべき施策を提言する。三つの特徴は、第一に、施策の横断的多様性とその統合的実施の要請、第二に、施策は、各分野でそれぞれの担当関係府省庁により実施される施策として固有の意義をもつと同時に、第3期海洋基本計画の支柱である、「総合的な海洋の安全保障」の観点からも意義をもつ。第三に、施策には、重点的に喫緊の実施が要請される施策と、継続的に長期にわたる実施が要請される施策がある。

この三つの特徴を北極政策に反映させて、次の方針によって、施策を提言する。

第一に、北極政策は、3本の柱のもとに多様な施策により構成されるが、それらの相互の関連を意識し、さらには、たとえば、人材育成や研究開発に係る施策のように、他の海洋政策でも重要な基盤をなす施策との関連ももつことを、明らかにした。第二に、北極政策を実現する施策は、たとえば、北極海におけるシーレーンの確保、資源輸送の確保などにみる経済的総合安全保障の意義をもつ施策のように、総合的な海洋の安全保障の観点からも意義をもつことを明らかにした。第三に、平成30年度の本PTとしては、国益の実現にも鑑みて、重点的に喫緊に実施すべき施策を具体的に提言するとともに、継続的に長期にわたり実施される施策も示した。



## (2) 総合海洋政策本部・参与会議・総合海洋政策推進事務局の役割

南極については、国をあげた政策の立案と遂行の仕組み<sup>6</sup>がある。それに照らして北極政策についても、その統合的な推進の場が重要であることにつき、本PTでは共通の認識をもった。

現行の組織に照らせば、総合海洋政策本部・参与会議・総合海洋政策推進事務局が、施策の統合的実施、施策の総合的な意義の明確化、重点的施策の選択において、それぞれ機能を果たすことが期待される。本PTは、この旨を参与会議に提言するとともに、参与会議を通じて、総合海洋政策本部に伝達されることを強く望む。

総合海洋政策推進事務局は、担当関係府省庁間の北極政策に関する共通認識の醸成を図り、関係府省庁が実施する施策を調整し、あるいは、その統合的実現を図る。他の海洋政策と同じく、北極政策の実現において継続的に統合的な機能を果たすためには、予算も含めて体制の整備を図る必要がある。既存の関係府省庁の権限配分を活かしながら、適切な形で、総合海洋政策本部・参与会議・総合海洋政策推進事務局は、統合的機能を果たす。関係府省庁が実施する施策を調整し、あるいは、その統合的実現を図るための具体的な方法については、総合海洋政策推進事務局がとる施策として、3. (1) エに具体的に記載した。

## 3. 提言

### (1) 速やかに着手する「重点」についての提言

#### ア 北極海航路に係る提言：「持続的な利用」の重点

##### ① 北極海航路の利活用を促進するための我が国政府自らの措置

政府は、北極海航路の利活用が拡大していくような環境整備を具体的に進めていく必要がある。その観点から、以下のような具体的措置を講じることを提言する。

#### 【最適航路探索のための運航支援システム<sup>7</sup>の構築】

政府は、令和元年度中に、同システムを構築するとともに、我が国関係企業に対し周知することを提言する。

また、同システムを有益なものとするためには、我が国の有する高度な衛星データの活用も含めた海氷分布予測や気象予測が重要となる。我が国の研究開発の強みを、研究開発という目的のためだけでなく、北極海航路の利活用という我が国の経済権益に結びつけるためにも、下記イにある砕氷機能を有する北極域研究船をはじめとした関連の研究開発の取組を着実に進め、予測能力の向上を図り、得られた成果を上記の運航支援システムに反映すべきである。同システムに反映されるのは、個々の輸送を立案するために重要な短期的な予測となるが、北極海航路の利活用、北極にお

<sup>6</sup> [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/nankyoku/06022402/001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/nankyoku/06022402/001.htm)

<sup>7</sup> 海水状況の予測技術を取り入れつつ、航行日数や燃料消費量等の観点から、海水域における最適航路を探索するシステム。

ける投資の促進の観点からは、我が国が中長期的な北極海の海氷状況の見通しを示していくことも重要な要素の一つとなり得ることに我が国は留意すべきである。

### 【官民学連携の充実化】

国土交通省は、平成26年、海運事業者、荷主、行政機関を構成員とする官民連携協議会を設置し、北極海航路の利活用を進めるべく情報共有を図ってきているが、我が国の研究開発の強みを北極海航路の利活用という我が国の経済権益の実現に結びつけるため、令和元年度以降、政府が研究機関に本協議会への参加を要請するよう提言する。とくに、研究機関が収集する観測データのうち企業が使用したいものを特定していくこと、さらには、企業にとって「使いやすく」加工されたデータが提供されるようにしていくことは、北極海航路の利活用にとり重要である。この点で、政府が本協議会を通じて企業と研究機関の接点を設けることには大きな意義がある。また、北極海航路の利活用を進める上では、運搬される物資と関連付けて検討を進めることが合理的であり、この点で、令和元年度以降、政府が物流事業者に本協議会への参加を要請するよう提言する。北極海航路を用いた場合の物資への振動や温度変化等による影響についてのデータも有用であり、政府がそのようなデータ収集に令和元年度中に着手するよう提言する。

北極海航路の利活用は、最終的には民間企業により行われるものである。このため、民間企業は国際的な会合や、現在国土交通省が設置している官民連携協議会に参加すること等を通じ、北極の利活用に係る情報収集を行っていくことが望ましい。また、たとえば、海洋産業と資源産業の連携を強化する枠組として、海洋産業タスクフォース<sup>8</sup>が設けられており、造船業、海運業、エンジニアリング業、石油天然ガスの資源開発会社等の海洋産業にかかわる民間企業による技術情報交流の場として機能している。この経験に照らして、北極の持続的な利用についても、利活用に係る民間の要望があることを前提とした上で、民間企業が集まり情報交換を行う場が設けられるよう必要に応じ環境整備を行っていくことが望ましく、関係府省庁には情報共有・連携していくよう提言する。なお、参与会議はこの情報交換の進捗状況について把握していく。

## ② 「法の支配」、「航行の自由」

北極海航路の利活用を促進する上で、関連する航路における「航行の自由」の確保が重要である。現時点における我が国企業の北極海航路の利活用の実績という観点で、我が国は、ロシア北方の航路に関連したロシアの規制の動向を注視していくべきである。政府は、今後の変更も含め、その規制により、我が国企業に実害が生じる恐れがある場合は、関連国際法等に則った対応をロシアに求めていくべきである。一方、北極海航路は、ロシア北方の航路だけではなく、北米大陸北方にも存在している。第3期海洋基本計画において、「『法の支配』に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することが国際社会の安定と繁栄の礎となる点を認識すべきである。」としていることから、

<sup>8</sup> 日本の海洋産業の発展、拡大を図るため、会員会社・組織の協同による海洋開発関連プロジェクトの立案、推進、法人化等を支援することを目的とした組織。先端的な海洋資源開発の実用化促進と海洋産業の競争力強化を目指して、造船、船用工業、海運、エンジニアリング等の海洋産業と資源開発会社が一堂に会し、資源開発プロジェクトの現状・将来見通し・新技術の利用可能性等の様々な技術情報の共有を行う場である海洋資源技術開発プラットフォームと緊密な連携を図っている。

また、北極における「航行の自由」を国際法と整合的な形で全世界的に確保していくことは、北極政策の文脈においてのみならず、長期的な国際社会全体における「法の支配」の普及との関係でも重要である。よって、米国及びカナダが北米大陸北方の北極海航路について、どのような議論や国家実行を行っているのかについても、政府は注視していくべきである。

## イ 地球規模課題に対処する研究開発の推進：「研究開発」の重点

上記アのとおり、我が国の高い水準の研究開発は北極海航路の利活用を一層推進するために有益である。かつ、その効果は、気候変動をはじめとする地球規模課題への対策といった、世界共通の価値に寄与・貢献する。我が国の研究開発技術は国際的に高い評価を受けており、たとえば、温暖化の要因の一つであるブラックカーボンについては、我が国は、我が国で開発された高精度測定装置を用いて、海外の研究機関との共同観測を推進している。この点で、我が国の研究開発の強みは、国際北極科学委員会<sup>9</sup>の取り組む継続的研究観測の推進<sup>10</sup>を含め、我が国が国際協力の取組を進める上でも大きな力になる。即ち、我が国の研究開発は、我が国自身が裨益する中緯度地域の気象予報の精度向上との関係で重要であるが、それにはとどまらない。第2回北極科学大臣会合の共同声明において、「気候変動や世界の変化が北極の環境や地域社会・先住民コミュニティに与えるリスクの特定及び影響の最小化等に向け、北極圏国、非北極圏国、先住民、地域社会等による科学協力の強化等に取り組む。」とされていることも踏まえ、我が国も研究開発を、地球規模課題に対処していくためのものとすることが重要である。そこで、以下のような具体的施策の実施を提言する。

### 【次期 ArCS プロジェクト等】

実施期間5年間のプロジェクトである北極域研究推進プロジェクト（ArCS）<sup>11</sup>は令和元年度で終了する予定であり、政府は、その後継プロジェクトの検討を、第2回北極科学大臣会合の共同声明にあるような幅広い観点を考慮しつつ進めるべきである。

そうした研究開発を有効に進めていく上で、自律型無人探査機（AUV）等を用いた国際的な北極域観測計画への参画を可能とする機能や性能を有し、かつ、洋上で新たな北極域国際研究のプラットフォームとして砕氷機能を有する北極域研究船が重要な役割を果たす。それゆえに、政府は、引き続き、北極域研究船に関する取組を着実に進めるべきである。なお、北極域研究船は大きな取組であり、政府は、北極域研究船による観測活動の具体的内容を検討する際には幅広い関係府省庁による意見交換を行うなど、関係府省庁が連携して推進する場を設けるべきである。

<sup>9</sup> International Arctic Science Committee（IASC）、平成2年設立。北極域に領土を持つ地域と北極研究に従事している国々により、北極域および全球的な科学研究の強力な研究推進体制を目的とした組織。

<sup>10</sup> 北極持続的観測ネットワーク（Sustaining Arctic Observing Networks: SAON）など。SAONは平成18年の北極評議会（AC）の決議に基づき開始されたものであり、北極観測についての提言を行っている。北極評議会については、脚注12参照。

<sup>11</sup> 文部科学省の補助事業として、国立極地研究所、海洋研究開発機構及び北海道大学の3機関が中心となって、平成27年9月から令和2年3月までの約4年半にわたって実施する、我が国の北極域研究の中心的プロジェクト。

## 【研究開発と国際協力との関係】

我が国を含む10か国・機関が政府間協議を行ってきた「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」が最終的な合意に至り、平成30年10月、これら10か国・機関が署名を行うに至った。これは、北極における国際ルール形成に我が国が参加した具体例である。同協定では、協定水域における漁業が生態系に与え得る影響を決定することを目的とする共同の科学的調査を行うこととされており、協定交渉に積極的に参加した我が国として、このような調査活動が国際的に開始されればこれに当初から積極的に参加すべきであり、関係府省庁はそれを確保すべきである。

### ウ 第3回北極科学大臣会合：「国際協力」の重点

上記1. (2) ウで記載した第3回北極科学大臣会合の我が国における開催は、我が国の北極政策上重要な国際会議となる。我が国は、その機会を最大限活かす必要がある。同会合の議長を務めるのは文部科学大臣となると想定されるが、これを単に一省庁の案件とすべきでない。

その観点から、令和2年の同会合に先立ち、多岐にわたる北極関係の国際枠組（北極評議会<sup>12</sup>、北極サークル、北極フロンティア<sup>13</sup>等）や海洋関係の国際会議（アワオーシャン会合<sup>14</sup>等）、また国内の北極の取組を所管する各々の関係府省庁は、関連する取組を進める際に、第3回北極科学大臣会合への貢献を念頭に置くべきである。さらに、持続可能な開発目標（SDGs）<sup>15</sup>の各国の取組に係る首脳級の見直しが実施される予定の令和元年の国連総会に向け、我が国の海洋分野での高い水準の科学技術を発信していくことも検討すべきである。

関係府省庁は、政府内に設けられている「北極海に係る諸問題に対する関係省庁連絡会議」において、第3回北極科学大臣会合に関連する取組について報告を行い、政府内の連携・情報共有を確保すべきである。

### エ 総合海洋政策本部・参与会議・総合海洋政策推進事務局の役割

#### ① 第3期海洋基本計画に基づく工程表の着実な実施

施策を着実に実施していく上で、「第3期海洋基本計画に基づく工程表<sup>16</sup>」は有益な手段となる。

<sup>12</sup> 北極評議会の設立に関する宣言（オタワ宣言）（平成8年9月19日）に基づき、北極圏国（Arctic States）8か国（カナダ、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、ロシア、スウェーデン、米国）によって設置。北極における持続可能な開発、環境保護といった共通の課題に対する協力を促進することを目的とする（オタワ宣言では、軍事・安全保障に関連する事項は扱わないこととされている）。我が国は平成25年からオブザーバーとして参加。

<sup>13</sup> 平成19年以降毎年1月下旬にノルウェー・トロムソで開催されている、北極における持続可能な開発に関する産官学の国際会議。ノルウェーの民間企業が事務局を担う。

<sup>14</sup> 政府、経済界、シンクタンク、NGO等が集い、海洋問題について協議する国際会議。平成26年に米国にて第1回会合を開催。第2回はチリ、第3回は米国、第4回はEU、直近の第5回会合はインドネシアが主催。

<sup>15</sup> 平成13年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年から令和12年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、そのうち14番目の目標は、とくに海洋・海洋資源の保全及び持続可能な利用に焦点を当てたもの。

<sup>16</sup> <http://www8.cao.go.jp/ocean/policies/pdca/pdca.html>

既に、本PTでの審議における指摘を踏まえ、現時点で公表されている工程表において、「海外研究機関等への40名の若手研究者派遣」、「10か所の国際連携拠点の整備」といった具体的な目標が記載されているが、関係府省庁の個々の施策について、今後ともこうした具体的な記載を充実させていくとともに、施策間の相互の関係を踏まえた施策の実施を進めるよう提言する。

北極の物理的な変化にも応じて、具体的な時間目標を設定し、工程表を実効的に策定することを提言する。

## ② 海洋政策上の他分野との相互関連

本PTでの検討を通じて、北極政策を効果的に進めていくためには、我が国の海洋政策上の他の分野との相互関連も検討される必要があることが明らかとなった。とくに下記3点のような取組の強化は、北極政策の視点から、今後、検討が不可欠である。

### 【科学技術分野での優位性の確保】

科学技術において優位を有していることは、その技術に対する対価収入の観点からも、我が国が国際的な発信力を確保するという観点からも重要である。

### 【人材育成の必要性】

海洋立国を支える、多岐にわたる知識をもつ専門人材の育成と確保のため、海洋人材育成を進めていく必要がある。我が国が、自主的にかつ自立して、船舶の建造や運航、資源開発等の海洋開発を行うことができるためには、これらを支える研究開発や海洋産業が発展することが重要であり、かかる海洋立国を支える専門人材の育成と維持が必要である。

### 【海洋産業全体の発展】

造船や船用工業等の海洋産業は、海洋の産業利用を促進するために不可欠な基盤的な産業である。我が国企業は、氷海技術等を含め高度な建造技術の知見を有しており、これを経済成長への貢献につなげる必要がある。

## ③ 我が国の北極政策に係る情報の一元的発信

我が国の北極政策について国民の関心を高め、理解を深めて頂くことは、北極政策を効果的に進めていく上で必要不可欠である。上記1. (2) のとおり、我が国の北極政策における大きな動きが連続して起こっている今は、北極政策についての様々な分野・局面に対する機動的・戦略的な情報発信を強化する好機である。

その際、関係府省庁がそれぞれ情報発信を強化することが重要である。それに加えて、政府が、我が国の北極政策の全体像を「総合」的に把握・理解出来るような情報プラットフォームを内閣府ホームページにおいて令和元年度中に設け、その後その充実を図ることを提言する。そして、政府

は、そのホームページにおいて、国立極地研究所、海洋研究開発機構（JAMSTEC）といった政府外の機関に関連する情報も含めていくべきである。

## （２）「継続」のための措置

上記（１）の「重点」以外にも、第３期海洋基本計画第２部の「７．北極政策の推進」において数多くの措置が記載されている。これらの措置についても「継続」的な取組が必要であることをここで明確にしておく。

とくに、北極海の海氷の推移を見つつ、北極海航路の運航を可能とするような船員等の人材育成については、たとえば砕氷艦「しらせ」への同乗により氷海上の経験を積む機会を設けることも視野に入れ、政府が計画性をもって「継続」的に取り組むべきである。また、上記（１）ア①の「運航支援システム」については、政府が我が国民間企業の要望を常に認識しながら「継続」的に改善していくべきである。さらに、北極海航路を運航する船舶の開発を進める上で氷海水槽による試験が必要であるところ、我が国は公・民双方が氷海水槽を保有している。氷海水槽の基盤技術という意味での我が国の技術水準を改善していくという観点から、氷海水槽に関し、民間における要望に応じて、政府は、公的機関と民間との協働を「継続」的に確保していくべきである。

## ４．結び

本報告書は、第３期海洋基本計画を受けた我が国の北極政策が目指す国益を実現していくための具体的な道筋を、「重点」を特定することにより、優先的にとられるべき施策として提言した。もとより、国際社会の北極への関心の急速な高まりや、科学技術の発展に伴う新たな展開等、今後情勢が大きく変化していくことも十分あり得る。

このような情勢に応じ、参与会議は我が国の北極政策の点検・見直しを不断に行う必要があることはいうまでもない。

### 【参考資料】

参考資料１：北極政策PT 構成員

参考資料２：北極政策PT 開催実績

参考資料３：北極政策PT 各回総括

参考資料４：今後の取組方針（イメージ）

参考資料５：第４回会合で議題とした報告書骨子（案）

## 北極政策PT 構成員

参考資料1

主査： 兼原 敦子 上智大学法学部教授

参与： 杉本 正彦 株式会社NTT データ特別参与  
高島 正之 合同会社TMC コンサルティング代表  
元三菱商事株式会社代表取締役副社長執行役員  
前田 裕子 国立研究開発法人海洋研究開発機構監事  
株式会社セルバンク取締役

外部有識者：

榎本 浩之 国立極地研究所 副所長  
作間 淳児 商船三井 グループリーダー  
原田 大輔 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）  
担当調査役

(五十音順)

## 北極政策 PT 開催実績

参考資料 2

### 本 PT の検討スケジュール

平成 30 年	
10 月 10 日 (水)	第 1 回 PT ・ 本 PT の趣旨 (目的) について ・ 北極に関連する国連海洋法条約上の規定について ・ 研究開発に関する政府の取組について
11 月 21 日 (水)	第 2 回 PT ・ 米国、ロシア、中国等、主要国の北極政策について ・ 国際協力に関する政府の取組について
12 月 12 日 (水)	第 3 回 PT ・ 持続可能な利用-北極海航行に関する政府の取組について ・ 持続可能な利用-北極海航行に関する民間の取組について
平成 31 年	
1 月 17 日 (木)	第 4 回 PT ・ 人材育成と技術力の向上に支えられた海事産業の発展について ・ 官と民との協働の在り方について ・ 報告書の骨子について
3 月 13 日 (水)	第 5 回 PT ・ 報告書のとりまとめ



## 【第 1 回会合（平成 30 年 10 月 10 日）】

## 議題 1 「北極政策 PT の趣旨」

1. 権益、国益の観点から、航行の自由に加え、科学技術において優位を有していることは、対価の面も含めて日本にとって国益であり、権益である、そして、航行については、海上輸送が 99.6% を占めることから航路の確保は重要ではあるが、単に航路の確保だけではなく、造船業も含む海事産業の発達にも目配りしたものでなければならないということが挙げられた。
2. 国際社会の共通利益、一般利益という観点から、法の支配に加え、SDGs が世界で今目標とされており、とりわけ 2019 年の国連総会での日本からの発信に向けた取組を意識すべきである、これは今年度の重点施策としての意義でもあるという指摘があった。
3. 日本のプレゼンスという観点から、科学技術に対する日本の期待が大きく、それに応えることが日本のプレゼンスを維持し、高めるために必要であるという指摘があった。
4. 北極に関する施策が他の施策との連携を持つという観点から、制裁措置という現在の国際情勢を考慮し、北極における施策を立てるべきであるという指摘があった。
5. 第 43 回参与会議で工程表に具体的な目標を掲げることが必要であるという指摘があったが、その観点から日本の科学技術が世界においていかなるポジションを有しているか、そしていかなるポジション、もちろん第 1 位であることが望ましいが、それを目標と掲げることも一つの手段であるという指摘があった。

## 議題 2 「北極に関連する国連海洋法条約上の規定」

北極に関する国際秩序についてご議論を頂いた。航行の自由、法の支配を日本が原則として主張していくことは確かに重要であるが、同時に現在の秩序の中で、民間の活動によって資源確保が行われるのであれば、それは、経済効用であり、それ自体も国益であることに目を配らなければならないというご指摘があった。さらに、私企業による経済活動において、ポーラーコードの推進、すなわち航行の安全における秩序の推進という、秩序に対する貢献も行われているというご指摘があった。

## 議題 3 「研究開発に関する取組」

1. 日本の造船能力についての現状認識のご指摘があった。これは先ほどの海事産業の総体としての発展を目指さなければならないというご指摘にも結びついている。

2. AUV といった無人機器における技術開発においても日本の強みを生かしていくことを意識すべきであるとのこと指摘と、そのための予算要求もなされているという御説明があった。

3. 人材育成という観点からも取り上げられる点ではあるが、研究船における乗組員の確保は引き続き意識していかなければならないというご指摘があった。

今回何人かの参与や有識者の皆様から、海の問題は常に全般を通して横串を通し、連携を意識して考えていかなければならないというご指摘があった。これは海全体について当てはまると同時に、北極についての施策相互間についても当てはまる。次回以降も関係する府省庁から、あるいは有識者の方から御説明を頂くことになるが、可能な範囲で、北極における他の施策、あるいは海洋における他の施策との連携という観点も盛り込んで頂くようお願いしたい。

## 【第2回会合（平成30年11月21日）】

### 議題2「主要国の北極政策」

北極政策を策定するに際して諸国の対応に照らした日本の北極政策につきご議論頂いた。

1. 日本の政策決定という目的のために一層の検討・認識が必要である。そのためには、次の三つの要素が課題となる。第一に、「深く」、つまり具体的な措置にまで目を向け、国としての力や産業に目を向けた取引実績等の認識が必要である。第二に、「広く」ということで、本日は4カ国の取組をご紹介頂いたが、他の沿岸国を含め、グローバルな視点で広く検討・認識していく努力が一層望まれる。第三に、「きめ細やかに」ということで、ロシア側と、米国・カナダ側で北極海は違うわけだが、その相互関係はどうかとか、関係諸国のグルーピングによる日本の取組は考えられないのかという視点でのご指摘も頂いた。これら三つの要素でしめした3点は、日本の政策決定という目的のために一層の検討・認識が求められる。

2. 第1回PTより引き継いだことであるが、政府としての判断が求められると考える点について、申し上げる。一方で、北極政策においても、他の分野の政策と同様に、日本政府は「法の支配」を強調している。具体的なレベルでは、ロシアの国内措置が国際法に適合しているのかが不明確であることは、今回も前回も指摘・説明があった。事実、ロシアのヤマルプロジェクトをはじめ、民間企業はロシアのプロジェクトに参入し、それは日本にとり経済的な資源という観点から権益になっている。ロシアの立場を一面的に法の支配の観点から国際法違反であると批判することを目的とするだけでなく、日本という国の全体の国益からのバランスが必要であるという発言も頂いた。そのような判断は重要であり、一つの省庁で決定するものではなく、日本の国がどのように国益を考え、ロシアに対してどのような主張をするのか、ロシアのプロジェクトに参入する日本の民間企業に対して政府がどのような支援・スタンスをとるべきか等の問題は、国としての政策判断をするべきことと考える。

### 議題3 「国際協力に関する取組」

1. 日本の協力を期待される事項についてである。これについて、2点の指摘があった。

一つは、その事項は、多岐に亘ることであり、沿岸諸国の期待のみならず先住民のニーズにも沿ったものであることが必要であるとの指摘があった。

もう一つは、多岐に亘る協力分野の中でも優先事項を意識する必要性が指摘された。たとえば、日本はデータ・エビデンスの点で大きな強み・リーダーシップを有しており、シーレーン・資源が重要な事項であるという優先的な事項の指摘も頂いた。これが日本の協力を期待される事項についてのご意見である。

2. 国際協力の実施方法について、やはり、2点の指摘があった。

一つは、主体としては、政府につらなる府省庁に加え、民間も含めた実施主体である必要があり、そのための統合が必要であり、そのような統合は、工程表の着実な実施によって実現されるものと考えられる。そのような施策の実現のためには、北極PTの検討対象を超えて、他のPTやスタディグループへの横へのつながりとして、人材育成という問題は北極PTから参与会議に投げかけていかなければならないし、また技術という点での日本の取組を、科学技術に関するスタディグループに投げかけていかなければならないことが明らかにされた。

もう一つは、優先順位設定の重要性である。そのためには、スピード・タイミングをもって、先んじている・リーダーシップをとっている、という日本の立場を維持することが必要であり、そのためには、たとえば予算における優先順位の決定、重点的な配分が必要になるというご指摘を頂いた。

今回の会合では、第1回PTで了承されたように、おしなべて「総花的に」国際協力や日本の北極政策をご議論頂くだけが目的とはしなかった。あくまで具体的な日本の北極政策への提言ということを常に意識していきたいと思っており、そういう趣旨でご助言・ご説明をまとめさせて頂いた。

#### 【第3回会合（平成30年12月12日）】

1. 資料4（注：本報告書の19頁の参考資料4を指す）につき、非常に良く考えられ、遺漏なく書き出して頂いた図であり、中心の黄色の三つの枠が北極政策の「3本の柱」を反映している。北極政策の「3本の柱」の総合的理解として、この資料4をお借りしたい。口頭での御説明を加えて頂いたが、この「3本の柱」を実現するため、総合海洋政策本部及び海洋事務局による施策の調整と統合を図ることを、本PTとして基本的な指針として提言したい。

資料4にメリハリをつけていきたい。そういう趣旨で、次の2.～5.の4点を総括として申し上げる。

2. 北極海航行による我が国の権益の実現、資源の備蓄も含めた経済的安全保障の重要性につき御指摘があった。

細かくは、更に二つに分けて、1点目は海事産業の発展であり、そのための民間企業の参画を促

すことが喫緊の課題であるという御指摘があった。2点目は人材育成であり、これは海洋の施策に総合的にかかわることであるが、北極政策の視点を入れて、ベテランによる指導を確保することも含めて、日本船員の教育を一層進めていくべきといった御指摘があった。

3. 北極政策においても、日本政府は法の支配を掲げている。資料4では、右側の一番上の黄色の箱で、「国際ルール形成への積極的な参加」を記載頂いている。更に一步踏み込んで、本日、外務省からロシアの国内法制、あるいはロシアの政策と国際法秩序との適合性への御指摘があったので、次の2点を加えさせて頂く。

1点目は、ロシアの行為が国際法秩序に適合しているか継続して注視していく必要があること。

2点目は、法秩序との適合性も含めて、より広く、およそロシアの北極海航路についての政策がどうなるのか、その安定性について不透明な点があるので、対ロシアの視点から、日本の取組を決定するために、情報収集と情報共有をはじめとして、官民一体の取組が必要であるという御指摘があった。

4. 航行の実現についてメリハリをつけて施策を考えていきたい。こちらも二つに分けて説明させて頂く。

1点目は、航行の安全の観点からは、北極海の運航支援システムの構築は継続的に重要なものであるという御指摘があった。更に、海氷速報図を含めた航行の実現のために必要な情報の収集及び供給・提供も継続的に重要なものであるとの御指摘があった。官による情報収集、民への提供も御指摘頂いた。

2点目は、航行の実現の点から、日本が真の意味で主体となって北極海航路を利活用するという点にも密接にかかわる点であるが、日本が砕氷船を自前で持つことが喫緊の課題であるという御指摘を頂いた。

5. 以下の2点につき、第4回PTで更に実質的な御議論を頂きたい。

1点目は、先ほど議題2の議論の中でご提案申し上げ、ご了承頂いたとおり、日本が真の意味で主体となって北極海航路を利活用するために何が必要であるかについて、御議論頂きたい。その際、海事産業の発展が必要であるが、それは人材育成及び技術力を基盤としたものでなければならないことに留意する必要がある。この点につき、具体的な施策にまで目を向けて、御議論頂きたい。

2点目は、官と民との協働の在り方というものにつき、官民それぞれの視点から御発言頂いた。従って、北極政策の視点から、つまり、本PTのマンデートの中で、官民の協働の在り方を整理し、直ちに出来る、あるいはなすべきことは提言に結び付けていきたい。たとえば、海事産業の在り方、中継地に関する日本企業の参画、造船・人員面での日本企業の参画、対ロシア政策といった事項について、官民でどのような協働があり得るか、また、航路に必要な情報を、官の側で科学技術を駆使して収集の上にかに民間と共有するかという点にも御指摘があった。それらの具体的な論点を踏まえ、北極政策の視点から、官民の協働の在り方をもう一つの論点として、更に御議論頂くことをご提案申し上げたい（一同賛同）。この2点については第4回PTにおいて議論を続けたい。

## 【第4回会合（平成31年1月17日）】

1. 本日の議題1「人材育成と技術力の発展を基盤とした海事産業の発展」と2「官民の協働の在り方」は、必ずしも相互に排他的なものではなく、相互に関係するものだが、それを踏まえて、便宜的に議題1と2についてそれぞれ頂いたご意見を整理する。また、それぞれについて、「今からただちに実施するもの（重点）」「今からだけでなく、継続的・将来においても実施するもの」とに分けて整理する。

2. まず、議題1について、二つ、ただちに実施する施策が挙げられる。

第一に、重点を置き、今実施すべきこととしては、それぞれの関係主体の能力やニーズを組み合わせることでロシア航路の航行の実現、即ち、日本の国益の実現を図るという、いわば「全体の輪」を実現するために必要な「場」を政府として設けなければならないと、ロシア航路の航行の実現につながらない。その輪を作るための仕組みを政府が考え、直ちにこれを実施するというのを、第一のご意見・ご提言として受け止めさせて頂く。

第二に、これは官民両方にかかわることだが、運航支援システムと北極海砕氷船を造る、そのための予算を維持費の膨大さにも鑑みて、継続的に予算を担保するように提言する。これはもちろん継続もするが、今から実施しておかなければならないこととする。

つづいて、第三に、人材育成については、ただちに実施する施策と、将来・継続する施策が挙げられる。ただちに実施することとしては、砕氷船ができてからオンザジョブトレーニングを開始してもよいのだが、今からでも、南極で使った船を使ってでもトレーニングを始め、人材育成には時間がかかることに鑑みて、ただちにトレーニングを開始する。継続・将来という観点から、人材育成は北極海航路、日本にとってはロシア航路の氷が解けて開くことの見通しを立てながら、その時期を見越した人材育成をタイミングを見落とさずに将来継続的に行うことを、将来・継続的な点として挙げさせて頂く。

3. 議題2について、議題1と必ずしも相互排他的なものではないが、ただちに実施する施策と、継続的に・将来実施する施策に分けると、次のようにいえる。

第一に、重点的かつ具体的に今実施すべきこととして、ユーザーのニーズや、研究機関の能力について、意見交換や基盤技術についての協働を行うための場を、官が提供・担保し促進することである。

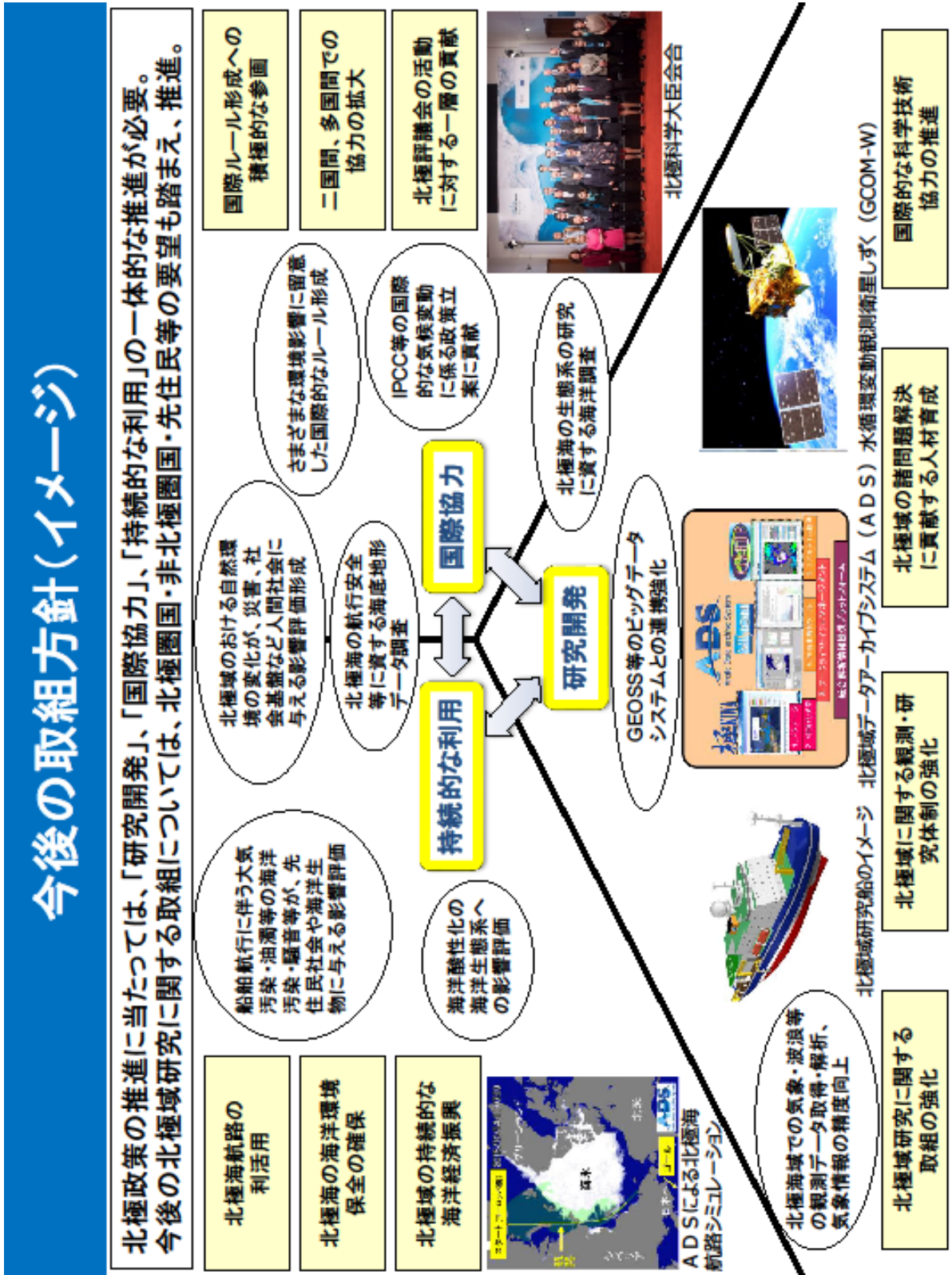
第二に、これも、ただちに実施する施策として、民間企業の活動を鼓舞し確保するために、北極海航路や資源開発に関与する民間主体の意見交換であり活動に向けてのアプローチを考える場を、官が働きかけ設けるようにし、それを、可能な限り参与会議の下に組織を構築する。それは既存の海洋資源開発プラットフォームの下にあるタスクフォースにならったものとなる可能性がある。

第三に、将来・継続という観点からは、運航支援システム・氷海水槽について、官と官（国交省、文科省、海技研）だけでなく、官と民（JMU）からも協働の場があるとの話があったが、将来継続して運航支援システムと氷海水槽の点で協働の場を継続的に確保していくことが必要である点を、継続の点としてまとめさせて頂く。

4. 議題3で、報告書の骨子案（注：本報告書の20～21頁の参考資料5を指す）についてご意見を頂いた。第一に、「統合」という観点は極めて重要で、これを明確化するような骨子、項目の立て方、そして内容記載が好ましいというご意見があった。第二に、冒頭「はじめに」のところで、最近の動きというものを記載するのであれば、その最近の動きを認識したことが3.の施策の提言に有機的につながるような書き方を工夫するべきであるという点をご指摘いただいた。3.で海洋基本計画における北極政策の「3本柱」は尊重するものの、PTとしての主張をより明確な・メリハリのついたものとするためには、国益・権益実現の点に重点を置いた書き方に1.や3.の内容を工夫し書くことができるのではないかとのご意見を頂いた。また、この報告書（案）についてのご発言ではなかったが、以下の点を、ここに入れることをお許し頂きたい。すなわち、南極に倣った、国をあげた北極政策の統合的な推進の場を設けることが必要とのことである。その趣旨を報告書の中に何らかの形で記載させていただきたいので、この場でのご発言と受け止めることをご海容頂きたい。

今日ご了承いただいた骨子案に基づき、第5回では更に内容を含めた報告書のご議論を頂戴したい。

（了）



## 1. はじめに

### （1）経緯

ア 「我が国の北極政策」（総合海洋政策本部決定）での「3本柱」（研究開発、国際協力、持続的な利用）

イ 第3期海洋基本計画での主要施策としての位置付け

### （2）最近の主な動き

ア 研究開発：我が国の強み（研究拠点（ニーオルスン新基地）の整備）

イ 国際協力：我が国のプレゼンスの向上（河野外務大臣の北極サークル出席、柴山文科大臣の第2回北極科学大臣会合出席及び我が国での第3回会合の開催決定）

ウ 持続的利用：日欧間の国際物流の新たな選択肢（商船三井による北極海航路での航行の開始）

### （3）本PTの目的

「3本柱」の相互の関係を明らかにし、我が国の国益実現に結び付く北極政策を提言

## 2. 第3期海洋基本計画の特徴と総合海洋政策本部、参与会議、事務局の役割

（1）第3期海洋基本計画の三つの特徴（「横断と統合」、「固有と総合」、「重点と継続」）を踏まえて提言を行う。

（2）総合海洋政策本部、参与会議、事務局は、「統合」と「総合」の機能を果たし、「重点」を提案

## 3. 提言

①「重点」を踏まえ、今期の北極政策PTから、3本柱の具体化を意識した提言を示す。同時に、将来において、「継続」的にとられるべき施策についての方針を提示する。

②「総合」という観点から、北極政策の「3本柱」を実現するための施策は、「固有」の意義を持つが、相互に関連していることを確保する施策を提言し、さらには、北極政策は、他の海洋政策とも関連していることの認識を明らかにする。

③総合海洋政策本部・参与会議・事務局による北極政策の「統合」という役割を明らかにする。

以下では、（1）から（4）まで、今期の北極政策PTから「重点」施策として提言されるものを取りあげ、ここで記した意味での「総合」の視点と、総合海洋政策本部・参与会議・事務局による「統合」の役割を、明記する。

### （1）北極海航路（←「持続的利用」の「重点」）

ア 航路の利活用を促進するための政府の措置

・最適航路探索のための運航支援システム



→提供開始（平成 31 年度中）及び民間の要望を踏まえた不断の見直し

→海氷分布予測や気象予測についての研究開発活動の成果の反映

（「研究開発」と「持続的利用」という「固有」の意義の「総合」を通じた国益実現）

運航上有益な短期予測＋投資決定に必要な長期予測

研究開発活動を充実させるための北極域研究船

- ・耐氷船等の開発支援（氷海水槽試験実施）／（独）海技教育機構による訓練実施
- ・官民学連携の充実化（官民連携協議会の在り方の見直し）

イ 「法の支配」、「航行の自由」

- ・ロシアの規制動向の注視／日本企業に実害が及ぶ場合、関連国際法に沿った対応を求める。
- ・米国及びカナダの動向の注視

（2）ArCS の後継を含む地球規模課題への対応（←「研究開発」の「重点」）

地球規模課題への対策としての価値。ブラックカーボン測定装置は標準器化。

- ・北極域研究船及び自律型無人探査機（AUV）
  - ・平成 31 年度で終了する北極域研究推進プロジェクト（ArCS）の後継プロジェクトの検討
- 中緯度地域の気象予報の精度向上のみならず、第 2 回北極科学大臣会合共同声明や、先住民のニーズも踏まえる。

・北極海での漁業協定の下で開始される科学的調査への主体的関与

（3）第 3 回北極科学大臣会合（←「国際協力」の「重点」）

・2020 年の第 3 回北極科学大臣会合から逆算し、文科省以外の省庁が対応する国際枠組・会議の戦略的活用・連携確保（北極評議会、北極サークル、SDG、アワオーシャン会合など）

（4）総合海洋政策本部、参与会議、事務局が果たす役割

- ・工程表の着実な実施（「統合」）
- ・北極政策は、他の海洋政策（例：科学技術／人材育成／海事産業発展）とも相互に関連して実施される必要あり（「総合」）→来年度以降の参与会議、PT 及びスタディーグループの取組に際し、北極の視点を考慮
- ・情報の一元的発信（内閣府ホームページ上の情報プラットフォームの速やかな構築・充実）（「総合」）

#### 4. 結び

・本報告書は、第 3 期海洋基本計画を受けた我が国の北極政策が目指す国益を実現していく具体的なプロセスを示した。

・一方、国際社会の北極への関心は急速に高まるなど、情勢は急速に変化。我が国の国益実現の観点から、情勢に応じた北極政策の点検・見直しを参与会議は不断に行う必要がある。